

第12回山都町農業委員会  
総会議事録

令和8年3月10日

令和7年度第12回 山都町農業委員会総会

日 時 令和8年3月10日（火）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1 会議録署名委員の指名 10番 菊池 委員・11番 本田 委員

第2

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第21号 農地の賃貸借の合意解約について

議案第56号 農地法第3条による許可申請について 4件

議案第57号 令和7年度第12号農用地利用集積等促進計画  
について（所有権移転）

議案第58号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの  
判断について

出席委員 山本 勝洋、門岡 和美、佐藤 幸代、後藤 康喜、芹口 昭浩、  
【18名】 飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興梠 辰也、菊池 吉之、  
本田 惠藏、山下 照、高森 正、下山 久義、松川 陽一、  
、木村 幸則、西山 常雄、西田 毅

欠席委員  
【1名】 下田 孝文

出席職員  
【2名】 興梠宏幸、藤山真悟

欠席職員  
【1名】 松本文孝

事務局長 皆さん、こんにちは、  
(係長代理) 《 前段の挨拶及び報告》  
本日の委員出席は、18名です。  
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は2名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代理 皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》  
それでは、令和7年度第12回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《 会長より挨拶を述べる 》

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長 (以下 「議長」) それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。  
本日は、10番 菊池 委員・ 11番 本田 委員 宜しく申し上げます。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。  
報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和8年3月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。  
今回は4件の届け出がっており、時効による所有権移転が1件、相続による所有権移転3件です。  
詳細は、議案書のとおりです。  
以上、報告いたします。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

報告第21号 農地の賃貸借権の合意解約について

下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があったので報告する。

令和8年3月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第21号 農地の賃貸借権の合意解約について説明いたします。

申請件数は1件です。

詳細は、議案書のとおりです。

以上、報告いたします。

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第56号 農地法第3条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和8年3月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 2番 門岡 委員お願いします。

門岡委員

議案56号1番の説明をします。

贈与による所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田・畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。

門岡委員

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻・野菜です。

譲渡人は後継者である譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人が水稻・野菜を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。年間作業日数は150日程度です。

以下調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を10番 菊池 委員お願いします。

菊池委員

所有権移転の説明をします。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田・畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻、栗です。

譲渡人は町外在住のため農業経営が困難となり、譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人が水稻・栗を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長 続きまして3番の説明を18番 西山 委員お願いします。

西山委員 議案56号3番の説明をします。  
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の交換による所有権移転の案件です。  
判断の理由  
譲受人の主な経営は水稻・ミョウガです。  
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で交換による所有権移転の話が決まったため申請されました。(山林と畑)  
申請地は今後譲受人がミョウガを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。  
以下調査書の通りです。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして4番の説明を17番 木村委員お願いします。

木村委員 議案56号4番の説明をします。  
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。  
判断の理由  
譲受人の主な経営はミニトマトです。  
譲渡人は譲り受け人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。  
申請地は今後譲受人がミニトマトを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。  
以下調査書の通りです。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》

議長

はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして

議案第57号 令和8年度第12号農用地利用集積等促進計画  
について (所有権移転)  
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和8年3月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第57号 令和8年度第12号農用地利用集積等促進計画 (所有権移転)  
について説明します。  
農地中間管理機構である熊本県農業公社を通じた売買による所有権移転関係  
です。  
今回1件上がっております。  
申請番号1です。  
山都町・・・の田、・・・筆、・・・㎡、熊本県農業公社から譲受人への売渡案件  
になります。  
令和7年10月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転  
登記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。  
譲受人の経営作物は水稻です。  
以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第57号について、賛成の方は挙手  
をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

よって、議案第57号 令和7年度第12号農用地利用集積等促進計画  
(所有権移転) について、  
令和8年3月10日に許可を決定致します。

議長

続きますして

議案第58号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を求めます。

令和8年3月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第58号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

総会資料をご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。

今回、非農地であると判断した農地については、田 7筆、畑 1筆の5, 280㎡の農地で、農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただき、農地への復旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、判断したものになります。

議案第58号についての説明は以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

議長

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第58号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

議案第58号の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということで、記載されているとおりであると判断します。

以上で、議案はすべて終わりました。

進行を事務局にお返しします。

事務局

審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

佐藤副会長 皆様、大変お疲れさまでした。  
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。  
これをもちまして、令和7年度第12回山都町農業委員会総会を閉会  
いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証  
し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長 .....

10番 菊池 委員 .....

11番 本田 委員 .....